

事 務 連 絡

令和3年4月27日

指定福祉用具貸与事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬に係る特例的な評価等について（補足）

日頃より、高齢者福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

令和3年4月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬に係る特例的な評価等について」で基本報酬に係る特例的な評価について御連絡しましたが、下記について補足がありますので、御確認ください。

記

新型コロナウイルス感染症に対応するため、特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%の上乗せを行うこととされました。

指定福祉用具貸与のサービスについては、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとなっています。

そのため、指定福祉用具貸与のサービスは、「基本報酬に0.1%の上乗せ」対応の対象外となっておりますので、御承知置きください。

(担当) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当

TEL : 03-5320-4593